

伊勢市空家バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空家バンク制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、本市における空家等の有効活用を通して、本市への移住及び本市における定住等を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する建築物（附属する工作物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないもの（居住その他の使用がなされなくなる日が決まっているものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 空家バンク制度 空家等に関する情報を登録し、空家等の売買又は賃貸借を希望する者に対して、情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利を有し、売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(制度運用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空家バンク制度以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(空家等の登録)

第4条 空家等を第19条第1項に規定する利用登録者に対して売却又は賃貸をすることを希望する所有者等は、当該空家等ごとに、市長の登録を受けることができる。

(空家等の登録の申込み)

第5条 前条の登録を受けようとする者は、空家バンク制度空家等登録申

込書（様式第1号）に空家等登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

（登録の実施）

第6条 市長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を空家バンク制度空家等登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空家等登録カードに記載された事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空家バンク制度空家等登録完了通知書（様式第3号）により前条の規定による登録の申込みをした者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第7条 市長は、第5条の規定による登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 申込みに係る空家等が老朽化が著しく、倒壊等のおそれのある状態にあると認められる場合その他住居としての使用に堪えないと認められる場合
- (2) 申込みに係る空家等の所有者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）である場合

2 市長は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を第5条の規定による登録の申込みをした者に通知しなければならない。

（登録の有効期間及び更新）

第8条 第4条の登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とする。

2 第4条の登録は、前項の有効期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第5条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
(登録事項の変更の届出)

第9条 第4条の登録を受けた空家等（以下「登録空家等」という。）の所有者等（以下「情報提供登録者」という。）は、第6条第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、空家バンク制度空家等登録事項変更届出書（様式第4号）に当該変更後の空家等に係る空家等登録カードを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第11条の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があった事項を空家バンク制度空家等登録台帳に記載して、変更の登録をするものとする。

(廃止等の届出)

第10条 登録空家等又は情報提供登録者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 登録空家等の売却又は賃貸を取り止める場合 その所有者等
- (2) 登録空家等が滅失した場合 その所有者等
- (3) 所有者等が死亡した場合 その相続人
- (4) 所有者等が登録空家等の所有者等でなくなった場合（前号に掲げる場合を除く。） 所有者等であった者

2 前項の規定による届出があったときは、第4条の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録空家等又は情報提供登録者が次の各号のいずれかに

該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の抹消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を抹消するものとする。

- (1) 第8条第2項又は第10条第2項の規定により登録が効力を失ったとき。
- (2) 前条第1項の規定により登録が取り消されたとき。

(空家等に関する情報の公開等)

第13条 市長は、所在地、床面積、構造、売却又は賃貸の条件その他の登録空家等に関する情報をインターネットの利用その他の適当な方法により公開するとともに、第19条第1項に規定する利用登録者に提供するものとする。

(利用者の登録)

第14条 移住、定住等を目的として空家等の利用を希望する者で、前条の規定による空家等に関する情報の提供を受けようとするものは、市長の登録を受けることができる。

(空家等の利用者登録の申込み)

第15条 前条の登録を希望する者（以下「利用登録希望者」という。）は、空家バンク制度空家等利用者登録申込書（様式第5号）に空家バンク制度利用誓約書（様式第6号）を添えて市長に提出しなければならない。

(利用者登録の実施)

第16条 市長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、次条の

規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を空家バンク制度利用者登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空家バンク制度空家等利用者登録申込書に記載された事項
- (2) 登録年月日及び利用者番号

2 市長は、前項の規定による登録（以下「利用者登録」という。）をしたときは、その旨を空家バンク制度空家等利用者登録完了通知書（様式第7号）により前条の規定による登録の申込みをした者に通知するものとする。

（利用者登録の拒否）

第17条 市長は、利用登録希望者が暴力団員等であるときは、利用者登録をしないものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を利用登録希望者に通知しなければならない。

（利用者登録の有効期間及び更新）

第18条 利用者登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とする。

2 利用者登録は、前項の有効期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第15条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（利用者登録事項の変更の届出）

第19条 第16条第2項の規定による通知を受けた利用登録希望者（以下「利用登録者」という。）は、同条第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、空家バンク制度空家等利用者登録事項変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、次条の規定により登録を取り消す場合を除き、変更があった事項を空家バンク制度空家等利用者登録台帳に記載して、変更の登録をするものとする。

(利用者登録の取消し)

第20条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第17条第1項に該当するに至ったとき。
- (2) 不正の手段により第16条の登録を受けたとき。

2 第17条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(利用者登録の抹消)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 第18条第2項の規定により登録が効力を失ったとき。
- (2) 前条第1項の規定により登録が取り消されたとき。

(報告等)

第22条 市長は、空家バンク制度の実施のため必要があると認めるときは、情報提供登録者に対し登録空家等の管理の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交渉の申込み等)

第23条 登録空家等の購入又は賃借について交渉を希望する利用登録者は、空家バンク制度空家等交渉申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、利用登録者が購入又は賃借を希望する登録空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所有者等は、空家等の購入又は賃借について交渉を行い、その結果を空家バンク制度空家等交渉結果報告書（様式第10号）により、市長に報告しなければならない。

4 市長は、登録空家等の購入又は賃借に係る交渉及び契約の締結につい

ては、直接関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第24条 情報提供登録者及び利用登録者は、空家バンク制度の利用により取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。